

午後1時零分再開

○議長（半田雄三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第4号令和2年度朝倉市一般会計予算の繰越明許費の報告についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第5号令和2年度朝倉市一般会計予算の事故繰越しの報告についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第6号令和2年度朝倉市水道事業会計予算の繰越しの報告についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第7号令和2年度朝倉市下水道事業会計予算の繰越しの報告についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第8号令和2年度公益財団法人あまぎ水の文化村の決算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第9号令和3年度公益財団法人あまぎ水の文化村の事業計画についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第10号令和2年度株式会社ガマダスの決算についてを議題といたします。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第11号令和3年度株式会社ガマダスの事業計画についてを議題といたします。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第12号令和2年度株式会社三連水車の里あさくらの決算についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第13号令和3年度株式会社三連水車の里あさくらの事業計画についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、報告の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第52号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第53号議案朝倉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第54号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第55号議案朝倉市健康福祉館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第56号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第57号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第58号議案工事請負契約の締結について(黒川地区)を議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第59号議案工事請負契約の締結について(赤谷川地区)を議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより、議案等の委員会付託を行います。付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承をお願いします。

お諮りいたします。第52号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本議会は、6月25日午前10時から行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後1時6分散会